

三島市における登録要件と必要書類(物品・役務)

業種	種目	登録要件	必要書類(すべて写し)
013消防・保安	008消防用設備等保守	消防法及び同法施行規則に定める消防設備士又は消防設備点検資格者が在籍すること。	消防設備士又は消防設備点検資格者の免状(会社に所属する者のうち1名分以上)
017燃料	005電気	電気事業法第2条の2に定める登録	経済産業大臣が交付する登録証明書
022一般役務	001人材派遣	労働者派遣事業法第5条第1項に定める許可	労働者派遣事業法による一般労働派遣事業許可証
	011学校給食(調理)	調理師免許及び栄養士免許所持者が在籍すること。	調理師法による調理師免許証及び栄養士法による栄養士免許証(会社に所属する者のうち1名分以上)
	012学校給食(運送)	貨物自動車運送事業法第3条に定める許可	運輸局長が交付する許可書
	018運送・引越・バス運行	貨物自動車運送事業法第3条に定める許可	運輸局長が交付する許可書
023施設役務	001警備	警備業法第4条による認定を受けていること。	公安委員会が交付する認定証
	002機械警備	警備業法第42条に定める機械警備業務管理者資格者が在籍すること。	公安委員会が交付する機械警備業務管理者資格者証(会社に所属する者のうち1名分以上)
	004庁舎等施設総合管理	建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号に定める登録を受けていること。	建築物環境衛生総合(又は一般)管理業登録証明書
	005清掃	建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は8号に定める登録を受けていること。	建築物清掃業登録証明書又は建築物環境衛生総合(又は一般)管理業登録証明書
	006害虫駆除	建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号に定める登録を受けていること。	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
	007貯水槽清掃	建築物の衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第5号に定める登録を受けていること。	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
	010エレベーター保守	一級(二級)建築士又は昇降機検査資格者が在籍すること。	一級(二級)建築士免許証又は(財)日本建築設備・昇降機センターが発行する昇降機検査資格者認定書(会社に所属する者の1名分以上)
	013ボイラー保守	特級または一級ボイラー技士が在籍すること。	都道府県労働局長が交付する特級又は一級ボイラー技士免許証(会社に所属する者のうち1名分以上)
024産業廃棄物処理	001ごみ(一般廃棄物)収集運搬	廃棄物処理法第7条第1項に定める許可	一般廃棄物収集運搬業許可証
	003・005産廃収集運搬	廃棄物処理法第14条第1項に定める許可	産業廃棄物収集運搬業許可証
	004・006産廃処分	廃棄物処理法第14条第6項に定める許可	産業廃棄物処分業許可証
	007特管産廃収集運搬	廃棄物処理法第14条の4第1項に定める許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証
	008特管産廃処分	廃棄物処理法第14条の4第6項に定める許可	特別管理産業廃棄物処分業許可証